

(件名)

シカゴ市における新型コロナ感染対策措置の緩和 (3)

(ポイント)

3月2日、シカゴ市は、バー／レストランや会合等に課されていた上限人数や営業時間等を、同日から更に緩和すると発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

(本文)

3月2日、シカゴ市は、2月16日に発表したバー／レストランや会合等に課されていた上限人数や営業時間等の制限措置を更に緩和し、以下のとおり変更すると発表しました。

※シカゴ市はイリノイ州の第4段階ガイドラインをベースとしつつ、シカゴ市独自で同州より厳しい措置を設けており、同州のガイドラインの範囲内で措置を変更することができます。

1 発効日： 2021年3月2日(火) から

2 期間

期間は設定されておらず、新規患者数や陽性率等の基準に照らして判断。

3 緩和対象となる主な制限措置

(1) バー／レストラン

(変更点)

・屋内における飲食やイベントの上限人数を、「定員の40%または50人のいずれか少ない方」から「定員の50%または50人のいずれか少ない方」へと変更。

・営業時間については、「全てのバー／レストランは午後11時に閉店しなければならない」から「全てのバー／レストランは午前1時に閉店しなければならない」へと変更。

(2) 会合、社会的活動

(変更点)

会議室、宴会場、プライベートパーティールーム、プライベートクラブ、カントリークラブ、およびその他のイベント会場の上限人数を、屋内および屋外とも「定員の40%または50人のいずれか少ない方」から「定員の50%または50人のいずれか少ない方」へと変更。

4 その他各分野のガイドラインについては、下記のイリノイ州復興計画第4段階ガイドライン及びガイドライン概要、シカゴ市の発表及び復興計画第4段階ガイドラインを参照ください。

(イリノイ州)

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>
<https://dceoresources-ss-assets.s3.us-east-2.amazonaws.com/public/Restore-Illinois/businessguidelines4/phase4overview.pdf>

(シカゴ市)

https://www.chicago.gov/city/en/depts/cdph/provdrs/health_protection_and_response/news/2021/march/mayor-lightfoot-announces-further-easing-of-covid-19-regulations.html
<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/reopening-business-portal.html>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引き続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。